

## 第2号議案

### 広島県史跡の追加指定について

広島県文化財保護条例（昭和51年広島県条例第3号）第36条第1項の規定により広島県史跡の指定範囲を追加することについて、次のとおり提案します。

令和5年4月28日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

- 1 指定範囲を追加する広島県史跡の名称  
松本古墳

- 2 根拠規定

広島県文化財保護条例第36条第1項

第36条 教育委員会は、県の区域内に存する記念物のうち県にとって重要なものを広島県史跡、広島県名勝又は広島県天然記念物に指定することができる。



広島県史跡である松本古墳の指定範囲を追加する。

1 広島県史跡の指定の追加について

( 種 別 ) 広島県史跡

( 名 称 ) 松本古墳

( 指定年月日 ) 昭和 24 年 8 月 12 日

令和元年 10 月 21 日 (地域追加)

項 目	追加指定範囲	従来指定範囲
所 在 地	福山市神村町字城ノ元 697 番, 698 番 2, 699 番, 700 番 5, 701 番 1, 702 番 4, 計 1,639 m <sup>2</sup> ※追加指定後面積 5,389 m <sup>2</sup>	福山市神村町字城ノ元 681 番 1, 694 番 1, 695 番, 696 番 3, 甲 696 番 1 (3,750 m <sup>2</sup> )
所 有 者	個人	福山市, 宗教法人, 個人

( 指 定 理 由 )

松本古墳は、松永湾を南に望む標高約 17 メートルの丘陵南端部に位置する 5 世紀 (古墳時代中期) の古墳である。松永湾に臨む大型古墳の一つとして注目され、昭和 24 年 8 月 12 日付けで広島県史跡に指定された。

当初指定時には、耕作地化が進んでいなかった墳丘の高まり部分のみが指定されていたが、平成 26 年度から平成 30 年度に福山市教育委員会が行った発掘調査で、指定地の東から北に隣接する耕作地で、周溝等の古墳の構成要素が確認され、古墳の直径が円墳としては県内第 1 位となる約 65m であることが明らかになり、令和元年 10 月 21 日に墳丘の北側から東側にかけての部分が追加指定された。その後平成 30 年から令和 3 年にかけて調査を継続したところ、墳丘裾でほぼ原位置をとどめる葺石が確認されたほか、埴輪列が出土した。これらの調査により南西に造り出し状の突出部をもつ墳形であることが確認でき、古墳の構成要素が比較的良好に保存されていることが想定できるようになった。

当該古墳は、新たな知見が得られた墳丘南側の部分も一体の文化財として保存・継承する必要があると認められるので、広島県文化財保護条例第36条第1項の規定により、広島県史跡の指定範囲を追加する。



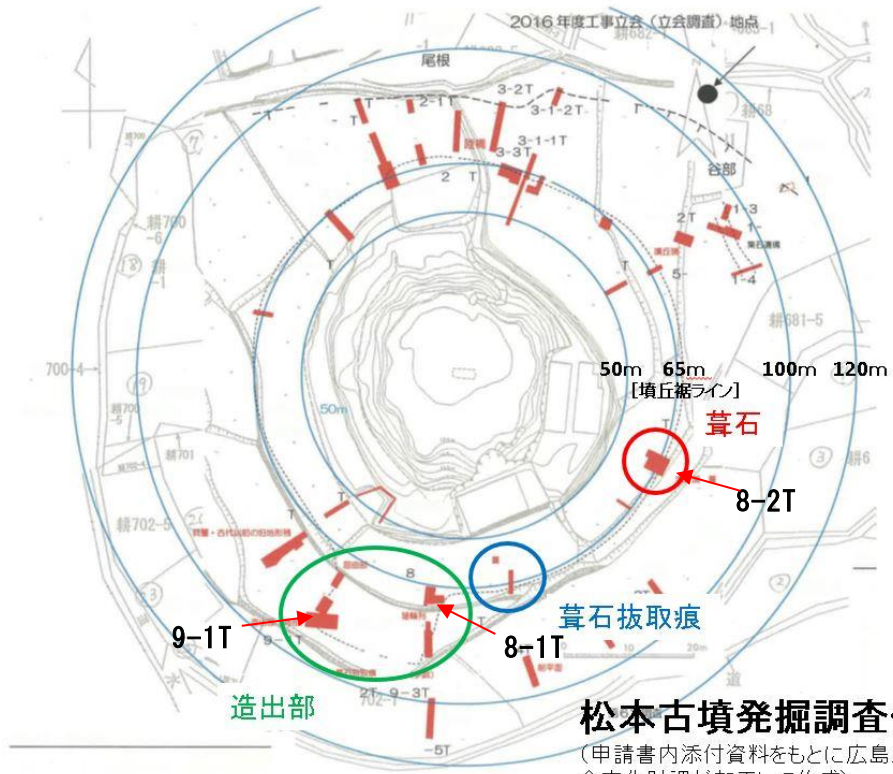
広島県史跡松本古墳 位置図



広島県史跡松本古墳  
近景（南西から）



広島県史跡松本古墳  
航空写真

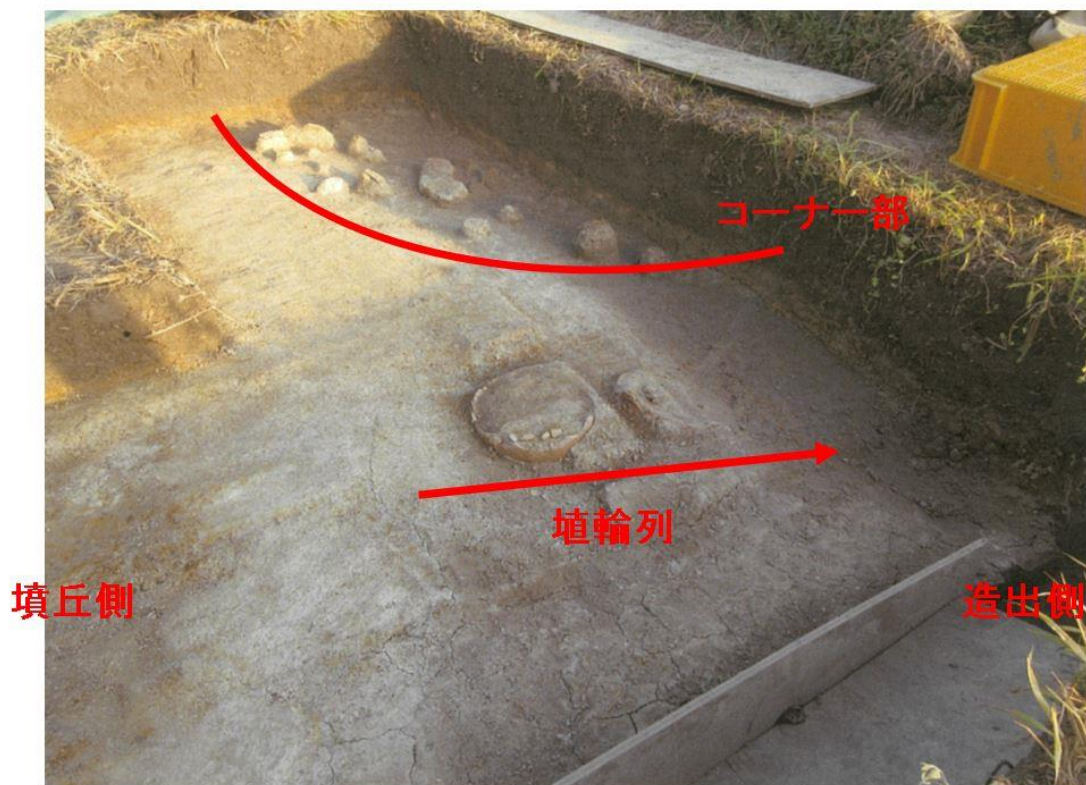






**元位置を留める葺石(8-2T)**

(福山市文化振興課提供資料をもとに広島県教育委員会文化財課が加工して作成)



**造出部検出状況(8-1T)**

(福山市文化振興課提供資料をもとに広島県教育委員会文化財課が加工して作成)

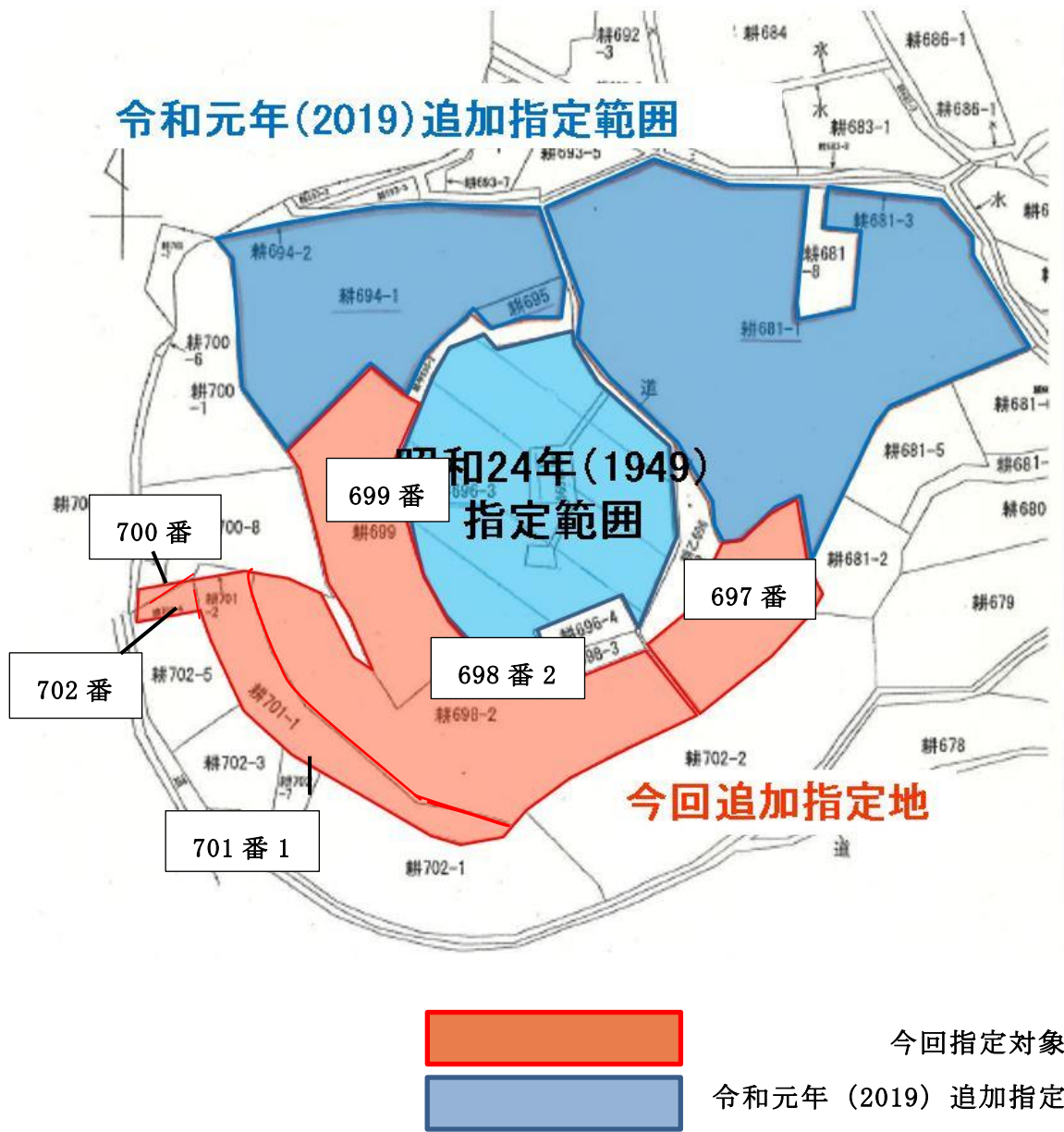


**松本古墳出土円筒埴輪片**





造出部南西コーナー (9-1T)



県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

令和5年4月1日現在

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)		件数	種別(種類)		件数	
国 宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
	小計	26				26
重要文化財	建造物	57	重要文化財	建造物	46	103
	絵画	11		絵画	51	62
	彫刻	44		彫刻	94	138
	工芸品	61		工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	4		考古資料	18	22
	歴史資料	4		歴史資料	4	8
	小計	201		小計	319	520
重要無形文化財		0	無形文化財		2	2
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5	12
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		67	71
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	1				1
	史跡	27		史跡	125	152
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	115	130
	小計	53		名勝天然記念物	1	1
重要伝統的建造物群		4	小計		247	300
合計		295	合計		640	935
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
選定保存技術						1
登録文化財		登録有形文化財				292
		登録有形民俗文化財				1
		登録記念物				3

※1 網かけ部分が今回付議する文化財に関係する部分である。

※2 広島県史跡の指定範囲の追加に伴う指定件数の変更はない。